

令和5年第3回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月14日 (火)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター3階 視聴覚室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和5年3月14日 (火) 午前9時30分	
	閉 会	令和5年3月14日 (火) 午前10時40分	
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・池野博文・河本千絵・小田純子	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	教育次長	園田哲也	
	教育課長	瀬川善博	
	主幹	清水裕之	
	主幹	免田久美子	
	主幹	山本康美	
	課長補佐	江川一康	
会議に付した事件及び採決結果	議案第7号	安芸太田町就学援助費支給要綱に関する一部改正について	原案可決
	議案第8号	安芸太田町新入学児童・生徒学用品費支給要綱の一部改正について	原案可決
	議案第9号	安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部改正について	原案可決
	議案第10号	県費教職員の任免その他の進退の内申について	原案可決
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 「学校における働き方改革取組方針（令和5年度～）」について 2 「安芸太田町立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るための方針」について 3 いじめ防止基本方針について 4 請願等の審査結果について 		

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午前9時30分開会)

教育長)

皆さん、おはようございます。今年度最後の教育委員会会議でございます。

マスクの着脱については、本人の判断となっております。先般、中学校の卒業式を行いました。私は安芸太田中の方へ行きましたが、在校生が四割ぐらいか五割近いかなというぐらい着用しておりました。卒業生は式の中では外して、歌の時だけ着けるといような状況でした。今、テレビでもいろんな職場が着けるか着けないかで、着けるといところと自由のところと、ある程度の制限を設けるといところとございますけど、しばらくはこういう状況が続くのかなと思います。4月の小中学校の入学式につきましては、学校の方では少し緩和して、来賓の方もご案内をしているようでございます。学校運営協議会の委員や、あるいは民生委員の代表といところまでお声かけをしているようでございます。少しずつ平常に戻りつつあるといように思います。

今日の議題はお手元のとおりでございます。議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

清胤委員)

議案第10号県費教職員の任免その他の進退の内申については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当でないかと思えます。

教育長)

他にご意見ございませんか。

(意見なし)

教育長)

それでは、ただいまの清胤委員の発議について採決いたします。議案第10号県費教職員の任免その他の進退の内申については、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。従いまして、本日の議題は議案第10号県費教職員の任免その他の進退の内申についてを公開しないで審議することといたします。

日程第2 教育長報告

教育長)

私の方からの報告ですが、今日は口頭で報告させていただきます。先ほど卒業式について報告させていただきましたが、現在まだ議会中でございますが、3月定例議会の中で先週の月曜日火曜日に一般質問がございました。教育委員会への質問としては、斉藤マユミ議員が図書館の充実ということと、スマートフォン・パソコン等の講座の開設ということのご質問

がございまして、特に図書館利用については、一般や学校も含めて、どういう状況なのかというのが主な質問でした。スマートフォンあるいはパソコンについては、高齢者の方がなかなか使いにくいと。特に「morika」というものが出ましたが、これの使い方が分からないとのことで、もっと頻繁にこういう講座を開設してほしいというようなご要望になったと思います。

お二人目は、影井伊久美議員が、教育委員会には部活動の地域移行についてということで、これまでもお話していますが、目的であるとか、方向性とか、それから本町の地域負担はどのようなかというようなことのご質問ございました。

佐々木美知夫議員が教育現場や児童生徒の諸課題について問うということで、全国的に教員志望の若者が減っているのだが、安芸太田町ではどうなのか、大丈夫かということです。今年度は4月スタートから本来配置すべきところに配置できていないということはありませんですが、現在、他市町では4月の入学式の前に、まだ担任の先生が足りないという状況はたくさんございます。

それから、教員の勤務時間の現状把握・実態はというご質問、部活動の外部委託・地域移行これについてどうなのかというご質問、それから町内の小学校の制服の状況は、筒賀小学校だけ制服がないのだがというご質問。これは、合同で修学旅行、社会見学に行くというような時には、基準服を全校とも揃えておりますが、筒賀小学校は以前から、普段は自由服ということになっています。これは学校が勝手に決めているものでございませぬ。PTAの意向を含めながら、学校が考えていくということで、今後においても限定的なものではありませんので、PTAと保護者と話し合いをしていただくようお願いいたしますということとなっております。合わせて、小学校通学用のランドセルから通学用リュックサックへの変更はしないのかという質問です。数万円するランドセルではなく、1万円程度のリュックのようなものが今出ていますけれども、保護者負担も考えてどうなのかということがあるんですが、学校もランドセルにしないとは定めておりませぬ。ランドセルは夏頃買っておられますので、時間を計画的に見ていく必要があると思います。

それから、デジタル教科書はどうなるのかという質問。SNSなどネットによるいじめ問題はどうかということ。不登校の現状と対応。それから、児童生徒の虐待の実態と対応はということでご質問をいただきました。特に虐待については、健康福祉課との連携というようなございまして、たくさんのご質問をいただいたところです。

日程第3 議事

教育長)

関連する議案第7号安芸太田町就学援助支給要綱に関する一部改正について、議案第8号安芸太田町新入学児童・生徒学用品費支給要綱の一部改正について及び議案第9号安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

江川課長補佐)

(安芸太田町就学援助費支給要綱に関する一部改正について、安芸太田町新入学児童・生徒学用品費支給要綱の一部改正について、安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部改正について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども、何か異議等ございますか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りします。一括でさせていただきます。議案第7号安芸太田町就学援助費支給要綱に関する一部改正について、議案第8号安芸太田町新入学児童・生徒学用品費支給要綱の一部改正について、議案第9号安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部改正については一括して、原案の通り賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。議案第7号安芸太田町就学援助費支給要綱に関する一部改正について、議案第8号安芸太田町新入学児童・生徒学用品費支給要綱の一部改正について、議案第9号安芸太田町就学援助費支給事務取扱細則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 報告・協議

教育長)

続いて、報告協議1「学校における働き方改革取組方針(令和5年度～)」についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(「学校における働き方改革取組方針(令和5年度～)」について説明)

教育長)

新しい方針、若干修正を加えてバージョンアップさせております。何かご質問等ございますか。

清胤委員)

時間外勤務の先生が固定化されているというお話がありましたが、その理由は何ですか。

清水主幹)

今までの自分のスタイルとかやり方があって、それをやる方がスムーズに仕事が進むと思っているようです。それでどうしても、もっと短く済むであろう仕事をいつものペースで、これまでのペースを崩さないようにする中で長くなってしまっている、そういう方がいるというのが実態だと思います。若い教員の方が時間外勤務が短くなっているような状況があるかなと思っております。

清胤委員)

自分のペースというのはとても大事な事なんじゃないかと思うんです。大枠、45時間以内に終わらせるというのは、すごく大事な働き方改革だと思うんですけど、それぞれのペースを尊重するというのが大事だと思いますので、あまり強制しない方がいいのかなと思いました。

河本委員)

先生はお忙しい中で、子どもと向き合う時間が確保できないというのは、具体的にはどういうことをイメージしながら言われているのかなと思います。

清水主幹)

子どもと向き合う時間とは、果たして何なのかということがまだ浸透してない部分もあるかなと思っております。こちらで示しているのは、授業の準備の時間であったりだとか、教材研究の時間も、子どもに必ずかえってくるものなので、子どもと向き合う時間だとこちらでは把握はしているんですけども、いざ現場で働いている先生からすると、目の前に子どもがいるという時間をどうしても向き合う時間と思ってしまいます。事務的な仕事が増えてきってしまうと、子どもが目の前にいる時間よりも、パソコンを目の前にして仕事をする時間の方が増えていると感じている方が、増えてくるのかなと考えております。

河本委員)

目標の状況の中で、90%以上の先生がそこを実感できるようになっていうことを目指すと書いてあるので。とても大変そうだなと思います。

清水主幹)

目指すところはとても高いです。まず何をもって子どもと向き合う時間と考えるのかということも、先生方にももう一度理解していただくということが大事かなと思ってます。

河本委員)

よく見てくださってすごいなと思います。あの子はこういうことあるよねみたいな何気ない先生との会話の中で、よく見守っているなと思うことはあります。

清水主幹)

先生によってはもっとやりたいと思っている方もいますので、向き合う時間がもっと欲しいというような感覚から、なかなか向き合えてないと考えている方もいると思います。

河本委員)

先生と自分と一対一で話をしてもらいたいなのはなかなか難しいですよ。そこらの対応がどのようにできるようになるかっていうのが。

清水主幹)

そこは業務改善推進協議会等で、各学校の実態と合わせて定期的に状況を見ていくよう考えております。

池野委員)

仕事の働き方改革の中で、持ち帰り残業というのは数字に現れないので、非常にそれが難しい点であるだろうと思うんです。家庭生活を犠牲にしてまで学校、仕事に情熱を傾ける先生がいい先生だというような誤った感覚があったらと思うんです。仕事も大事だし、家庭生活も成り立つという割り切りというか、バランスを保てるところが重要なんじゃないかと思います。そうしないと教職員は忙しいんだなと、ブラックみたいな感じで捉えられて、教職員というのを仕事で選ぶ若い人が少なくなってくるということがあるだろうと思うので、17時になったらきちんと帰るとか、どこかで自分で線引きをしながら割り切っていくとこれからの時代難しいんじゃないかというような気がします。

小田委員)

今、加計小学校放課後パワーアップタイムという時間があって、先生お忙しいと思うんですけど、一緒に遊んでくれたりとか、一緒にお話しをしたりとか、凄く子どもたちにとって楽しい時間を過ごせてるみたいなので、今後も引き続きお忙しいと思うんですけど続けていただけたらと思います。

教育長)

以前、この会議でも話したかと思うんですけど、先生が子どもと向き合う時間を確保されている、向き合ってるなと思うというところで、逆サイドから、子どもたちが目を向けてもらっているなとか感じるようなアンケートみたいなのがあったらいいなと思います。あなたの先生はいつも気にかけてくれると思いますかとか、声かけがありますかとかいったことを具体的に聞くことで、先生も意識するし、子どもたちも意識して見ると思います。保護者アンケートだけでなく、子どもの感じる部分というのものもあるのかなと思います。時間外勤務の中に、これに特化したようなアンケートもやってみる価値があるのかなという気がします。やってみたら大変だったという意見も出てくるかもしれませんが、大事なことだと思います。先生が一方的に向き合っているかどうかというよりも、そういうことも見ていただいて、ご検討いただけたらと思います。

他にございませんか。

(意見なし)

教育長)

それでは、学校における働き方改革取組方針、限度を定めない令和5年度からということで当面の間というものでございますが、この方針について、これを4月以降進めさせていただくということで賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。よって、この取組方針について4月から適応させていただきと思います。

教育長)

報告協議2「安芸太田町立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るための方針」についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(「安芸太田町立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るための方針」について説明)

教育長)

ご意見、ご質問併せてをお願いします。何かございますか。

河本委員)

時間外勤務をしたときのためのということですか。

清水主幹)

どうしても突発的に生徒指導上の案件が上がったりしたら、こちらで示している時間を超過して業務をせざるを得ない場合もあると思います。その際には、それだけで終わりにするんじゃなくて、今後どうしていけば、時間をさらにを短くしたりだとか、また先生の心身のメンタルヘルスだったりだとか状況を改善できるかということを経営的に図っていく、見ていくというような内容となっております。

河本委員)

子どもの心身のこととかそういうことではないんですか。

清水主幹)

学校の教職員の時間とか勤務に関することになりますので、子どもたちのケアというのももちろん大事なんですけど、同時に学校の職員、職場の環境であったりだとか、そういうところも見ているものです。

河本委員)

想像できない事が起きた時の話なので。その都度検証して、足りないところを足したりとか、そういうことをしていこうということですか。

清水主幹)

国や県もこのような方針を策定しており、本町ではフォローの面での記載がありませんでしたので、今回、新たに追加させていただいたものとなっております。

池野委員)

働き方改革みたいな方針が出るじゃないですか。思うに、教職員の時間外勤務が非常に強い特例もあるんですけども、制限がかかっています。時間外勤務を全部見ていくという方針にするのか、すれば解決するのかなと思うのですが、これははっきり言えば国家的な政策です。これからの方向性はどうなるのでしょうか。

教育長)

今、国レベルでいう処遇改善と言いますか、給料部分に4%分を上乗せして、先生独自で残業見込みで4%分をつけているというのがスタートです。人材確保法案の中で、倍の8%にしたかどうかというような考えがあります。人を増やすことについては、3通りくらいを描いていると思います。ただ、先生を少し増やしたからどうかということ、一人の先生を入れても、その先生の一週間の授業コマは30コマしかないわけですから、これを15人で分ければ、そこまでしか行き届かないと、先生の一週間の授業が一個減るか二個減るという程度という感覚です。なかなか、少しのテコ入れでは難しいんじゃないかと思います。その前に、持っておられる方は、一週間の子どもの授業そのものが多いんじゃないかと、あるいは今の部活動の問題というようなことがあって、取り扱う枠組みを変えないと難しいんじゃないかという考え方といろいろあります。教育委員会の教育長レベルでの要望では、教員の像ということと、いわゆる給与面での処遇改善を強く言っているところです。

私はいつも言うんですけど、持ち帰りという中で、来週からある授業をするので、本屋へ行ってその本の読み物を買って読むのは持ち帰りなのかどうなのかというような、教材研究だから持ち帰りなのか、自分の趣味を生かしたものなのか、そのあたりの定義づけをしていかないと、調査で数字をあげるときに、あれは全部持ち帰りなんだと言うのか、電車の中でつり革を持っていて、授業のことを考えると途中で残業をしていたのかというようになる。

だから、そのあたりの定義を先生がきちんと整理することによって、ここで切り上げようというような、そこが漠然としているために、調査の時に持ち帰りにカウントしたりしなかったりがあるんだと思います。各学校で改めて議論すべきだし、もとに戻りますけれども、子どもと向き合う時間というのはどういうことを指すんだろうかというようなことももう一度、この方針などを示した時に各学校でしっかり原点に立ち返った研修と言いますか、ディスカッションしてもらいたいなと思います。

清胤委員)

教育長さんの意見を聞いて思ったのですが、サラリーマン的な先生というのを、枠だけ見てたら目指しているような気がするんです。そちらの方が若い方の応募の数が増えるみたいな気がするんですが、元来、先生と呼ばれる種族、そういう考え方はおかしいのかもしれないけれど、親とか人を導く仕事、生き方をしなければいけない者は、24時間ずっと頭の中にあって、あるからこそいろんなご縁があった時にピンとひらめいて、そうだ！これを活かそう！とか、そういう授業改善みたいなものに繋がったりとか、生徒指導に繋がったりとかすべきで、17時になったら一切考えませんとかいうのは、どういうふうに定義づけすればいいかというのも本当に難しいところで、やっぱり24時間子どもたちのことを考えてもらいたいと思います。

教育長)

話は尽きませんが、今回お願いしている予算の中に校務支援ソフトというものを導入したいということで、かなりの金額のものをお願いしていますけど、これを導入することによって、先生が少し効率的に仕事ができるのであればという、そういう思いであるわけです。ただ、導入してから次から効率的になるかどうかというのは、大変厳しい、やはり訓練が必要ですし、それに慣れていただく必要があると思いますが、そういう日常的な事務的なことも効率的にやっていく、そういう中で生み出された時間で向き合っていくというようなことをいうかなと思いますし、それで生み出した時間の中に本来やるべきことができればアフターファイブでは自分の趣味に活かしたものにできるとかということもあっていいかなと思います。いろいろたくさん意見をいただきましたが、確認をさせていただきます。この方針について同意いただくことでよろしいでしょうか。

(全員同意)

教育長)

同意いただきありがとうございます。

教育長)

報告協議3いじめ防止基本方針についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

免田主幹)

(いじめ防止基本方針について説明)

教育長)

規則条例等に伴っての変更でございます。それでは、この基本方針について同意いただけますでしょうか。

(全員同意)

教育長)

ありがとうございました。

教育長)

それでは報告協議4 請願等の審査結果についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

免田主幹)

(請願等の審査結果について説明)

教育長)

ご意見等いかがでしょうか。

河本委員)

共同代表ということで、請願書にたくさんの方が並んでいるんですけど、いろんな場所から栃木とか函館とか、これは、安芸太田町だけでなくいろんなところに声かけをしているんですか。

教育長)

市民ネットワーク広島ということですが、市民ネットワークというのは、全国にたくさんあって、その中の広島ということです。

免田主幹)

請願書の下の部分にも、県内においてはどのように書かれている文があるんですけど、何市町ではすでに傍聴を始めている市町もあると聞いております。でも数は少ないです。一方で検討している市町もありますので、他市町の状況も見ながら検討はしていかないといけないかなというように考えております。

教育長)

芸北地区、安芸高田市、北広島町等々、連携を取っていきたいと思います。ではお諮りします。請願に対する回答ということについて、審査結果ということでお示ししておりますが、これについてご異議ございませんか。

(全員異議なし)

教育長)

それではこれを示したいと思います。

教育長)

以上で報告協議がすべて終了しました。

(非公開により審議)

議案第10号 県費教職員の任免その他の進退の内申について

教育長)

それでは、本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。

では次回の教育委員会会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会会議の日程調整)

4月17日月曜日を候補日とさせていただきます。

以上で令和5年第3回教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

(午前10時40分 閉会)